

◆特集 世界と逆行、なぜ日本は原発推進か

伊方原発3号機運転差止訴訟不当判決

伊方原発をとめる会 事務局次長 和田 宰

3月18日、伊方原発運転差止訴訟について、松山地裁は、「原告らの請求をいずれも棄却する」との不当判決を行いました。

司法は義を失い 民は滅ぶ!!

判決は、被告の側の立証責任をきわめて軽くしました。運転を認めた原子力規制委員会の判断過程に、過誤・欠落などがないことを示せば「立証責任」を果たし、というのです。続いて、初代規制委員長長の「適合性は審査したが、安全だとは私は言わない」との発言にふれ、「安全対策に不断に取り組む事が重要であるとの趣旨を述べるものと理解すべきである」と解釈します。規制委員会の判断を裁判の判断基準にする上で邪魔な発言にフタです。

原発の「必要性、公益性」については、危険があるかどうかに関係が無く、差止めを理由づけるものではな

いとしてしまいます。女川の差止請求訴訟の控訴審判決（1999年）が、住民を勝たせなかったものの「原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止が認められるべき余地がある」としたのに比べて、松山地裁判決は単純思考です。再エネを蓄える技術が実用化されているのに、国が滅ぶほどの危険をもつ原発を動かすのは公益に反する——という問題に目を背けたものです。

地震への耐震性は最大の争点といえるものですが、判決は「震源断層の位置」について、8km沖合とする被告・四国電力側の主張をすっかり認めてしまいます。高知防災推進センターの岡村真教授が、「遠くても7km、さらに数kmの幅を持たせるべきと」主張しましたが、一切受け入れようとしません。さらに震源断層の「南傾斜」についても、「南傾斜の逆断層であった場合を想定した評価がなされていないことが、その評価の合理性を

春の風にずぶ濡れになって怒りの旗出し



松山地裁への最後の入廷行進(41回目)

左右するものではない」とまで言い切つてしまいます。

その他についても、判決は「原告らが指摘する各点に不合理な点があるとは認められない」「原子力規制委員会の調査審議及び判断に不合理な点はないものと認められる」「被告の評価に不合理な点はなく」など、全面的に被告と原子力規制委員会の立場を肯定します。原告側は、国内外で活躍する研究者などによる証言を次々と行いましたが、判決は被告側の反論をそのまま受け入れています。原告側の証言を真摯に聴き取る姿勢が裁判官にあったのか、はなはだ疑問です。

「避難計画」は、住民にとって被ばくを避けて避難出来るのかどうか問われる大事な問題です。しかし

とめる会ニュース51号(25年5月14日)より

判決は、避難が実行されるのは、「重大事故が発生した場合」なのであって、重大事故等が起きるおそれがあるとはいえない場合に、「具体的危険が生じることではない」と言い切ります。避難計画について「検討するまでもなく」原告の主張は理由がないとしてしまいます。人命軽視も甚だしいものです。

高裁即刻控訴、私たちの闘いは終わらない

総じて見れば、裁判所は原発事故の深刻さをきわめて軽く見ています。原子力規制委員会の新規制基準や審査などの扱いぶりは、まさに新たな「安全神話」です。危険で不当な判決と言わねばなりません。裁判長・菊地浩也氏、右陪席・東根正憲法氏、左陪席・坂井夏生氏は、司法の役割を果たさず、危険を放置した人たちとして歴史に刻まれるでしょう。

私たちは、判決のその日に控訴することを表明し、3月31日に控訴人381名で高松高裁に控訴しました。裁判は高松に移りますが、四国、中国、九州ならびに全国的な連帯のもと、必ず勝利しましょう。

(わだ つかさ)